

甘楽町不妊治療費助成事業のご案内

甘楽町では、体外受精、顕微授精その他医師が認めた不妊治療を行う方を対象に、費用の一部を助成する「甘楽町不妊治療費助成事業」を実施しています。

《甘楽町の助成事業の内容と手続き》

ご案内 群馬県では不妊治療のうち体外受精または顕微授精（特定不妊治療）を行う方を対象に費用の一部を助成する「群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業」を実施しています。

1. 対象となる方

次の①～⑤の全てに該当する人

- ① 補助金交付申請をする日において、甘楽町の住民基本台帳に記録されている夫婦
ただし、勤務の都合により夫婦のいずれか一方が甘楽町に住所を有していない場合も対象とする
- ② 法律上の婚姻関係にあり、専門医の不妊治療を受けている夫婦
- ③ 各医療保険法の被保険者または被扶養者であること
- ④ 同一治療期間において他市町村の助成を受けていないこと
- ⑤ 町税等の滞納がない人

2. 指定医療機関

指定なし（産婦人科などの専門医）

3. 助成額

不妊治療にかかった医療費の自己負担額の2分の1に相当する額で、同一年度における限度額は30万円まで。ただし、各医療保険などで給付がされる場合、及び群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金が支給される場合は、その給付額を控除します。（先に群馬県への申請を済ませてください。健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される見込みの時は、その額が決定してから申請してください。）

4. 申請期間

不妊治療をした年度の3月31日までに申請してください。

（注）治療が終了した人は速やかに申請をしてください。医療機関の受診等証明書等の交付には時間を要することがありますので早めの準備をお願いします。また、3月に申請する場合は必ずご連絡をください。

5. 申請に必要な書類

- ① 甘楽町不妊治療費補助金申請書兼請求書（振込先の口座名義人は申請者本人と同じにする）
- ② 当該治療費の領収書
- ③ 保険証の写し（夫婦分）
- ④ 戸籍謄本
- ⑤ 納税証明書または非課税証明書（直近のもので夫婦分）
（申請年度の1月1日現在に甘楽町に住民登録がなかった方は前住所地で取得してください。）
- ⑥ 群馬県特定治療支援事業承認決定通知書（該当者のみ）
- ⑦ 高額療養費や付加給付金の支給決定通知書等、決定額が確認できる書類（該当者のみ）
- ⑧ 限度額適用認定証の写し（該当者のみ）

※助成金の交付は口座振込で行います。確認のため、申請の際には通帳をご持参ください。

6. 申請の受付

にこにこ甘楽（健康課 保健係） TEL 0274-67-5159（直通）

